同条算式の符号C中「製造たばこの本数」の下に「が500未満であるときは0とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数に」を加え、「百四十」を「百二十」に改める。

第三十七条の二第一号中「〇・九七二」を「一・〇五六」に改める。

第三十七条の三中「〇・九〇八」を「一・一〇三」に改める。

第三十七条の四中「一・一八六」を「〇・七三五」に改める。

第三十七条の四の二第一項中「1.040」を「1.044」に改める。

第三十七条の五中「〇・九五九」を「〇・九四六」に改める。

第三十七条の六第一号及び第二号中「1.5053」を「0.8637」に改める。

第三十九条第一号中「〇・九九二」を「〇・九七五」に改め、同条第二号中「〇・九九一」を「〇・九七五」に改める。

第四十条第一項中「一・〇二五」を「一・〇二三」に改める。

第四十条の二中「〇・九九一」を「一・〇〇八」に改める。

第四十条の三中「〇・九三六」を「〇・九六一」に改める。

第四十条の四中「〇・九七五」を「〇・九九八」に改める。

第四十二条第一項中「旅館業又はソフトウェア業」を「旅館業、情報サービス業その他総務省令で定める事業」に、「旅館業又はソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業又は旅館業」に改める。

第四十四条中「六月一日」を「五月一日」に改める。

第四十七条第二項中「43,860」を「44,053」に、「2,193」を「2,203」に、「263,158」を「264,317」に、「平成19年4月2日」を「平成20年4月2日」に改め、同条第四項算式中「2,280円」を「2,270円」に改め、同項算式の符号中「$C_{11}=0.089$」を「$C_{11}=0.087$」に、「$C_{12}=0.088$」を「$C_{12}=0.087$」に、「$C_{13}=0.090$」を「$C_{13}=0.088$」に、「$C_{15}=0.092$」を「$C_{15}=0.091$」に、「$C_{16}=0.093$」を「$C_{16}=0.092$」に、「$C_{17}=0.098$」を「$C_{17}=0.096$」に、「$C_{18}=0.098$」を「$C_{18}=0.096$」に、「$C_{19}=0.099$」を「$C_{19}=0.098$」に改める。

第四十八条第一項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項算式を次のように改める。

算式

$$(A-B)\times\alpha+B$$

（A－B）が負数となるときは0とする。

第四十八条第一項算式の符号中「平成23年度」を「平成24年度」に改める。

第四十九条第三項第三号中「障害福祉サービスのうち新体系居住系サービス利用者数、新体系日中活動系サービス利用者数及び旧体系施設入所・通所利用者数」を「障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数、日中活動系サービス利用者数及び訪問系サービス利用者数」に、「平成二十年四月二日から平成二十四年四月一日まで」を「平成二十年四月二日から平成二十五年四月一日まで」に、「修正後子ども数（平成二十四年二月・三月従来分）、修正後子ども数（平成二十四年二月・三月地方公務員分）、修正後子ども数（平成二十四年二月・三月被用者・非被用者分）、修正後児童数（平成二十四年四月・五月地方公務員分）、修正後児童数（平成二十四年四月・五月被用者・非被用者分）、修正後児童数（平成二十四年六月から平成二十五年一月地方公務員分）、修正後児童数（平成二十四年六月から平成二十五年一月被用者・非被用者分）」を「児童数（3歳未満）（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（3歳未満）（非被用者・本則給付分）、児童数（3歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第1子及び第2子分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第1子及び第2子分）、児童数（3歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第3子以降分）、児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第3子以降分）、児童数（中学校）（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）、児童数（3歳未満）（地方公務員・本則給付分）、児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1子及び第2子分）、児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）、児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）、児童数（3歳未満）（被用者・特例給付分）、児童数（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第1子及び第2子分）、児童数（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第3子以降分）、児童数（中学校）（被用者・特例給付分）、児童数（3歳未満）（非被用者・特例給付分）、児童数（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第1子及び第2子分）、児童数（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第3子以降分）、児童数（中学校）（被用者・特例給付分）、児童数（3歳未満）（被用者・特例給付分）、児童数（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第1子及び第2子分）、児童数（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第3子以降分）、児童数（中学校）（被用者・特例給付分）」に、「病院事業一般会計出資債同意等額」を「市町村病院事業一般会計出資債同意等額」に、「救急告示病床数」を「救急告示等病床数」に、「上水道一般会計出資債同意等額」を「市町村上水道一般会計出資債同意等額」に、「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「平成二十三年九月三十日」を「平成二十四年九月三十日」に、「居宅介護サービス」を「居宅介護サービス等」に改め、同項第四号中「社会福祉費」、「清掃費」、「農業行政費」及び「商工行政費」に係る経営態容補正係数は、当該新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の経常態容補正係数によるものとし、」を削り、「〇・八四四二」を「〇・八四三一」に改め、同項第九号中「二・二八〇」を「二・二七〇」に改め、同条第五項第一号㈠中「平成七年十月一日以前に合併を行つた場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の区域の人口又は人口集中地区人口は、平成十七年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口又は人口集中地区人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成二年十月一日現在における人口又は人口集中地区人口によつて按分したものとし、平成七年十月二日から平成十二年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内」を「平成十二年十月一日以前に合併を行つた場合においては、同日以前」に、「平成十七年十月一日現在において」を「平成二十二年十月一日現在において」に、「按分したものとする。」を「按分したものとし、平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日までに合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の人口又は人口集中地区人口は、平成二十二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口又は人口集中地区人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成十七年十月一日現在における人口又は人口集中地区人口によつて按分したものとする。」に改め、同号㈡中「平成七年十月一日以前に合併を行つた場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の区域の第一次産業就業者数等は、平成十七年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における第一次産業就業者数等を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成二年十月一日現在における第一次産業就業者数等によつてそれぞれ按分したものとし、平成七年十月二日から平成十二年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内」を「平成十二年十月一日以前に合併を行つた場合においては、同日以前」に、「平成十七年十月一日現在において」を「平成二十二年十月一日現在において」に、「按分したものとする。」を「按分したものとし、平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日までに合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の第一次産業就業者数等は、平成二十二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における第一次産業就業者数等を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成十七年十月一日現在における第一次産業就業者数等によつてそれぞれ按分したものとする。」に改め、同号㈢中「平成九年一月一日以前に合併を行つた場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の商工住宅地区の宅地の平均価格は、平成十九年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の平成十九年度調書に記載されている商業地区、工業地区及び住宅地区の決定価格を合併関係市町村の平成四年度調書に記載されているこれらの地区の宅地の決定価格によつて按分し、当該按分した数の合計数を平成十九年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の平成十九年度調書に記載されている商業地区、工業地区及び住宅地区の地積を合併関係市町村の平成四年度調書に記載されているこれらの地区の地積によつて按分した数の合計数で除して得た数とし、平成九年一月二日から平成十九年一月一日まで」を「平成十九年一月一日以前」に、「当該期間内」を「同日以前」に、「平成十九年一月一日現在において」を「平成二十四年一月一日現在において」に、「平成十九年度調書」を「平成二十四年度調書」に、「合計数で除して得た数とする。」を「合計数で除して得た数とし、平成十九年一月二日から平成二十四年一月一日までに合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の商工住宅地区の宅地の平均価格は、平成二十四年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の平成二十四年度調書に記載されている商業地区、工